

令和 2 年度

筑波大学大学院
ビジネス科学研究科企業科学専攻
企業法コース
入学試験問題

[外国語]

英語

(2019 年 9 月実施)

[注意事項]

答案用紙は、2 枚使用し、裏面は使用しないこと。

2008年に公表された論文の一部である以下の文章（注は省略している）を読んで、以下の問1から問5に答えなさい。

著作権法により公開しておりません。

(Geraghty, Kristina T. (2008) Taming the Paper Tiger: A Comparative Approach to Reforming Japanese Gender Equality Laws, 41 Cornell International Law Journal 503, 510-512 & 523)

EEOL = Equal Employment Opportunity Law = 男女雇用機会均等法

LSL = Labour Standards Law = 労働基準法

MOL = 労働省

Equal Opportunity Mediation Commission = 機会均等調停会議

問1 筆者は、なぜ、当初の男女雇用機会均等法を下線部①のように位置付けているのか。3行以内で説明しなさい。

問2 下線部②these mechanisms とはどのような仕組みのことか。箇条書きで示せば十分である。

問3 男女雇用機会均等法は、なぜ、張子の虎 (a paper tiger) (下線部③) となってしまうと筆者は評価しているのか。3行以内で説明しなさい。

問4 "two-track system" (下線部④) にいう2つの track とはどのようなものか。3行以内で説明しなさい。

問5 下線部⑤を日本語に訳しなさい。

令和 2 年度

筑波大学大学院
ビジネス科学研究科企業科学専攻
企業法コース
入学試験問題

[専門科目]

(2019 年 9 月実施)

[注意事項]

1. 問題のうちいずれか 1 問について 答えなさい。
2. 解答に当たっては、どの問題を選択したかを明示しなさい。
3. 答案用紙は、2 枚使用し、裏面は使用しないこと。

問題 1

取締役の報酬の決定に関する以下の設問に答えなさい。

(1) わが国の会社法が取締役の報酬についての決定権を株主総会に与えていることの根拠について述べなさい。

(2) 株主総会決議により取締役の報酬総額が決議され、各取締役への具体的な配分の決定を取締役会に一任することが認められた後、取締役会から各取締役への報酬額の決定を代表取締役に再一任することの可否について論じなさい。

問題 2

労働基準法 38 条 1 項には、「労働時間は、事業場を異にする場合においても、労働時間に関する規定の適用については通算する。」との規定があり、この規定は、政府が掲げる副業・兼業の促進という政策課題に関連する等の観点から、近年注目されている。

この規定をめぐっては、労働者が事業主を異にする複数の事業場で就労した場合にも労働時間の通算が行われるのかという解釈上の問題があり、これを肯定する見解（以下「肯定説」という）と、否定する見解（以下「否定説」という）とがみられるところとなっている。例えば、労働者が A 会社に雇用されて同社の B 事業場及び C 事業場で就労したという場合には、肯定説、否定説どちらによっても前記規定による労働時間の通算が行われることになる一方、労働者が D 会社に雇用される傍ら E 会社にも雇用されて、D 会社の F 事業場と E 会社の G 事業場で就労したという場合には、肯定説によれば労働時間の通算が行われるのに対し、否定説によれば通算は行われまいということになる。

以上のことを踏まえ、上記の肯定説、否定説それぞれを支持する理由としてどのようなものが考えられるかを示しつつ、上記の解釈上の問題についてのあなたの見解を論じなさい。

問題 3

独占禁止法の違反行為等に対するエンフォースメント（措置・処理）としては、①排除措置命令、②警告、③刑事罰等がある。①から③のそれぞれの概要や特徴に触れつつ、このような様々なエンフォースメントが制度上用意されている意義を、規制当局（公正取引委員会等）及び事業者側のそれぞれの視点から論じなさい。